

区分	論点	原案の考え方
パート ナーシ ップ	性的指向・性自認	<p>案 性的指向や性自認にかかわらず2者間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・SOGIの概念を考えるに、すべての人を対象とすることが妥当ではないか。異性婚を排除すると、多様性の中から排除してしまうイメージがする。 ・事実婚当事者からニーズについて意見を聞くことはできないが、他自治体の例からすると、本市においても事実婚の方が利用したいと思っている方がいる可能性は排除できない。ニーズありの可能性が排除できない以上、事実婚も含めた制度にするべきではないか。 ・性的マイノリティのカップルと判断する術がない。異性同士のカップルであったとしても、性的マイノリティのカップルの可能性がある。 ・性的マイノリティカップルに限定してしまうと、制度を利用することがアウトティングにつながってしまう可能性がある。それによって申請のハードルが上がる。
パート ナーシ ップ	生計同一	<p>案 互いを人生のパートナーとして、対等な立場で、継続的な共同生活を行っている又は約束している</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同一生計かどうかを確認する術はない。

区分	論点	原案の考え方
宣誓の要件	住所	<p>案 2者のうち一方が市内在住者（予定者含む）であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1人でも利用を希望する市民の力になる。 ・同性の場合、賃貸部屋の入居拒否があることがあるため。 ・一方の居住で可としている自治体がすでにあり、パートナー有無等の状況などは確認ができない前提があるため。 ・住基に反映されるものではないため、一方であっても双方であっても転出等は本人の申出によるしかないため双方にこだわる必要はないのではないか。 ・親や家族、会社などにカミングアウトできないため、同居困難な場合もある。 ・転勤などの事情があって離れて暮らさなければならないカップルがいる。
宣誓の要件	養子縁組	<p>案 双方が近親者（民法第734条から第736条までに規定する結婚することができないとされる続柄）でないこと。ただし養子縁組をしたことにより近親者となったものは除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律婚できない同性カップルの中には相続等の法的なメリットを確保するために選択可能な方法として養子縁組をしている場合があるが、社会的な認知を補完する形で宣誓を受領する。
返還・無効	解消時	<p>案 パートナーシップを継続する意思が一方又は双方にないとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実際の運用で、関係が解消された後、2人で申請に来てもらうことは難しい。 ・2者の意思による宣誓を受け付ける制度であるため、片方に継続意思がなくなれば、そもそも宣誓が成立しない。
その他	ファミリーシップ（子の証明）	<p>案 制度導入時には規定しない</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宣誓（意思）を証明する制度であるため、未成年者の場合何をもちて意思確認とするかの判断が非常にむずかしいため。